
プロジェクト 法人税等会計基準等の改正について**項目 本日の検討事項**

本日の検討事項

1. 次の論点については、日本公認会計士協会の実務指針を移管した後に、改めて、対応すべきかどうか検討することとしていた。
 - (1) 税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）
 - (2) グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果
2. 前項の論点について、企業会計基準委員会では、2022年3月30日に、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。
 - ・ 企業会計基準公開草案第71号（企業会計基準第27号の改正案）
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」
 - ・ 企業会計基準公開草案第72号（企業会計基準第25号の改正案）
「包括利益の表示に関する会計基準（案）」
 - ・ 企業会計基準適用指針公開草案第72号（企業会計基準適用指針第28号の改正案）
「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」
3. 本公開草案に対するコメント期間は2022年6月8日に締め切られた。本公開草案に対しては、9通のコメント・レター（団体等6通、個人3通）が寄せられた。
4. 第80回税効果会計専門委員会（2022年6月27日）ではコメントへの対応案について審議しており、聞かれた意見は審議事項(3)-8に記載している。

本日の検討事項

5. 本日の委員会では、次の項目についてご意見をお伺いしたい。
 - (1) 税金費用の計上区分に関する公開草案に寄せられた主要なコメントへの対応（審議事項(3)-2-1）
 - (2) グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果に関する公開草案に寄せられた主要なコメントへの対応（審議事項(3)-2-2）
 - (3) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の改正文案（審議事項(3)-

3)

- (4) 「包括利益の表示に関する会計基準」の改正文案（審議事項(3)-4)
- (5) 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の改正文案（審議事項(3)-5)
- (6) 日本公認会計士協会の実務指針等の改正依頼文案（審議事項(3)-6)
- (7) 「公表にあたって」の文案（審議事項(3)-7)

なお、コメントの全文を審議事項(3)-2 参考資料1としており、上記(1)及び(2)の資料に含めたコメント以外のコメントに関して、別途検討すべきコメントの有無について、ご意見をお伺いしたい。

- 6. なお、本日の審議資料においては、関連する会計基準等を別紙の略称で記載している。

以 上

別紙：関連する会計基準等の略称

本日の審議資料においては、関連する会計基準等及び公開草案等について、次の略称で示している。

(会計基準等)

税効果会計基準：税効果会計に係る会計基準

法人税等会計基準：企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」

回収可能性適用指針：企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」

税効果適用指針：企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」

実務対応報告第 5 号：実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）」

実務対応報告第 7 号：実務対応報告第 7 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 2）」

実務対応報告第 39 号：実務対応報告第 39 号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」

実務対応報告第 42 号：実務対応報告第 42 号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」

連結税効果実務指針：日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」

個別税効果実務指針：日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」

(公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。))

改正法人税等会計基準案：企業会計基準公開草案第 71 号（企業会計基準第 27 号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」

改正包括利益会計基準案：企業会計基準公開草案第 72 号（企業会計基準第 25 号の改正案）「包括利益の表示に関する会計基準（案）」

改正税効果適用指針案：企業会計基準適用指針公開草案第 72 号（企業会計基準適用指針第 28 号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」

以 上